

会 務 月 報

第319号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成21年8月 常任理事会概要

1. 日 時 平成21年8月28日(金) 13:30～16:30

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 14名

4. 出席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、鈴木誠一、
外木場久雄、八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、
髭右近外嘉、山田美光

特別出席

金井昭典 国土交通省住宅局建築指導課長

宿本尚吾 国土交通省住宅局建築指導課企画専門官

事 務 局 恩田利昭事務局長、

戸谷泰子広報・渉外担当課長、

鈴木雅之業務課長、

前田敏明総務課長

5. 国土交通省からの説明及び意見交換

国土交通省の金井住宅局建築指導課長が本常任理事会に出席し、新任の挨拶をされた。その折、参考資料により、①既存不適格建築物の増築に係る基準の緩和について、②

対象建築物に対する構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与状況について、③公共建築物の発注担当者を対象とした業務報酬基準の説明会の開催についての説明がなされた。その後意見交換が行われた。主な意見の概要は次のとおりであった。

- ・構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の制度に係る運用上の問題点について、業務・技術委員会において各ブロックの意見の提出を9月18日迄に求め、その後、委員会で各ブロックの意見をまとめることにしているので、その結果について国でも検討していただきたい。
- ・公共建築物の発注にあたり、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士を擁している建築士事務所であることを条件に課しているような事例がある場合は、国交省へ知らせてほしい。
- ・県内に構造設計一級建築士がいる建築士事務所が団体を設立する動きがあり、その対応に関心をもっている。

6. 議事録署名人

三栖邦博会長、本澤宗夫副会長、髭右近外嘉常任理事

7. 議事進行役

本澤宗夫副会長

8. 議 事

(1) 専決事項

1) 平成21年度年次功労者の表彰者決定の件

事務局より、平成21年度年次功労者の表彰候補者については表彰規程に該当する者が資料1のとおり、単位会推薦33名となっている旨の説明がなされた。

以上の説明の後、本澤副会長より、平成21年度年次功労者の表彰者決定について諮ったところ、異議なく資料1のとおりこれを決定した。

2) 平成21年度日事連建築賞の表彰者決定の件

事務局より、資料2によって坂本一成日事連建築賞選考委員長の審査報告について次の趣旨の説明がなされた。

①本年度は、一般建築部門89点、小規模建築部門94点の合計183点の建築作品が単位会へ応募され、単位会での第1

次審査を経て、32単位会から一般建築部門31点、小規模建築部門28点の合計59点の建築作品が日事連に応募され、過去最多の応募数であったこと。②第2次審査では、一般建築部門10作品、小規模建築部門8作品を日事連建築賞候補して選定し、さらに討議・検討を行い、国土交通大臣賞、日事連会長賞及び優秀賞候補として一般建築部門6作品、小規模建築部門5作品について現地審査を行った。③現地審査は7月21日から8月10日にかけて行い、各委員の討議及び検討の結果、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点及び優秀賞として一般建築部門4点、小規模建築部門3点、並びに優秀賞に準ずるものとして一般建築部門5点及び小規模建築部門4点を奨励賞とする選定を行った。なお、本年度は応募パソレットの作成もあって、応募作品数は増加したが特に作品のレベルの一層の向上を図る観点から、単位会での表彰制度や応募時点での会員制限の弾力的取扱いなど、応募作品の増加が望まれる旨の委員会報告がなされた。

以上の説明の後、本澤副会長より、平成21年度日事連建築賞の表彰者決定について諮ったところ、異議なく次のとおり平成21年度日事連建築賞の表彰者を決定した。

一般建築部門

受賞名	単位会	建築作品名称	応募建築士事務所
国土交通大臣賞	静岡	牧之原市相良総合センター	(株)協同設計ティエーブイ
優秀賞	東京	東京音楽大学100周年記念本館	(株)久米設計一級建築士事務所
優秀賞	東京	立教学院 太刀川記念交流会館	(株)日建設計一級建築士事務所
優秀賞	大阪	武庫川女子大学 建築学科・大学院建築学専攻 建築スタジオ	(株)日建設計一級建築士事務所
優秀賞	大阪	佐川美術館 樂吉左衛門館	(株)竹中工務店大阪一級建築士事務所
奨励賞	北海道	東京理科大学長万部キャンパス女子寮	(株)竹中工務店北海道一級建築士事務所
奨励賞	東京	AGCのづくり研修センター	(株)竹中工務店東京一級建築士事務所
奨励賞	愛知	焼津信用金庫本部社屋	(株)日建設計一級建築士事務所
奨励賞	大阪	虎屋 京都工場	鹿島建設(株)関西支店一級建築士事務所
奨励賞	広島	戸坂の集合住宅	CAF垂井俊郎建築設計事務所

小規模建築部門

受賞名	単位会	建築作品名称	応募建築士事務所
日事連会長賞	長野	小澤ノタルクリニック	HAL設計室
優秀賞	東京	杜の家	(株)マテラス都市建築設計
優秀賞	東京	チカニマルコラブツ	一級建築士事務所 (株)トリエ・天工人
優秀賞	大分	FRAME+BOX #04	ラツ・アキテック(株)
奨励賞	宮城	八木山本町の住宅	(有)都市建築設計集団
奨励賞	愛知	さとこまき調剤薬局	五藤久佳デザインオフィス(有)
奨励賞	高知	弁天座	(株)若竹まちづくり研究所
奨励賞	福岡	奄美きよらうみ工房	(株)松山建築設計室

3) 改正「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類」及び改正「民間連合協定工事請負契約約款」の講習の実施方針の決定の件

木村業務・技術委員長及び事務局より、改正「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類」及び改正「民間連合協定工事請負契約約款」の講習の実施方針について資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

- ①講習実施について単位会の意向調査を実施すること、
- ②講習会実施のための講師養成講習を実施すること、③講師養成講習の開催場所について、東京、大阪で開催する他講習実施についての単位会の意向調査を踏まえ開催地を設定すること、④講師養成講習の実施時期は、当面、平成21年10月23日(金) [東京]、10月30日(金) [大阪]を予定すること、⑤講師養成講習の参加要件は、一定の要件を満たす場合で、講習会の開催を希望する単位会の推薦を受けた者2～3名。⑥講師養成講習プログラムでは、テキストは4種類を使用すること、⑦講師養成講習に係わる費用については、受講料は無料とし、参加者の旅費等については、所属単位会が負担する。

以上の説明の後、本澤副会長より、同講習の実施方針について諮ったところ、異議なく資料3のとおり、これを決定した。

(2) 協議事項

1) 平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しについて

山田総務・財務委員長より、平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しについて、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

現在、日事連の会計は一般会計の他に適合証明業務登録機関特別会計と福利厚生特別会計の三会計である。日事連全体の運営に係る事務所費及び人件費の支出については、前記の三会計へそれぞれ収入割合によって按分(一般会計73%、適合証明業務登録機関特別会計22%、福利厚生特別会計5%で負担し支出)している。三会計のうち、適合証明業務登録機関特別会計は、適合証明技術者の登録数の減少により登録料収入が減り、平成18年度は登録年度にも係わらず財政安定積立預金の積立が出来ず、平成20年度の登録年度では同積立預金を800万円取り崩し、同年度末の同積立預金の残高は、約7,300万円となっている。

同特別会計について、今後、適合証明技術者が現状の登録数(現在7,185名)で推移すると仮定した場合、その登録料収入に対して現状の事務所費、人件費の支出で試算した結果、平成24年度には同積立預金の残高が無くなり、登録制度の永続的存続が困難となるおそれがある。

国交省、住宅金融支援機構、沖縄公庫及び登録機関(日事連及び日本建築士会連合会)で構成される「住宅金融支援機構適合証明業務登録制度運営委員会」では、本登録制度が今後概ね10年間安定維持が可能となるよう、同特別会計の支出項目で、平成9年から見直されていない事務所費、人件費、また登録窓口の事務費の負担額を見直してほしい旨の提案がなされ、今後の緊急の課題とされたため、今回検討を行ったものである。

①現状

三会計の決算収入割合に占める適合証明業務登録機関特別会計は、近年減少傾向にあり、これまでの同特

別会計は22%で固定され設定しているのに対し、直近の平成17年度～20年度の4年間の平均は、15.2%となっている

②検討内容

登録者数を現状の7,185名に設定し、次の三つのケースについて試算した。

- ア. ケース1 ①事務所費、人件費の案分率の変更、イ. ケース2 ①事務所費、人件費の案分率の変更、②登録窓口連絡会議の案分率の変更、ウ. ケース3 ①事務所費、人件費の案分率の変更、②登録窓口連絡会議の案分率の変更、③単位会の登録事務費の変更

③検討結果

- ア. ケース1では、事務所費、人件費の案分率を直近4年間の平均値15%に変更した場合、平成26年度末には運営資金が無くなる。
イ. ケース2では、ケース1の条件に加え、登録窓口連絡会議の費用について、一般会計との案分率を現行の50%から20%に変更した場合、平成26年度末には運営資金が無くなる。
ウ. ケース3では、ケース2の条件に加え、単位会の登録事務費を現行の5,500円から4,500円に変更した場合では平成30年度末までは、登録制度の維持は可能である。

④見直し案

以上の検討を踏まえ、本登録制度を平成30年度末まで維持するため、平成22年度より経費負担率等の見直しを行いたい。

・提案内容

- i) 日事連の3会計のうち、適合証明業務登録機関特別会計の事務所費人件費の按分負担率を現状の22%から15%に変更する。これにより、登録者一人あたりの日事連の事務費は約1,200円の減となる。
ii) 登録窓口連絡会議の経費は、一般会計と按分しているが、実際の会議に占める時間割合に見直し、

現行の50%から20%に変更する。

iii) 登録料10,500円(税込)に対する現行の登録窓口の登録事務費割合52%(5,500円・税込)を10%減して42%(4,450円・税込)としたい。ただし、緩和措置として4,500円・税込とする。

iv) 当面、前記 i) から iii) の見直しを行うが、今後の適合証明技術者の登録数を注視しつつ、必要に応じて再度検討する。

この見直しの主旨は、同制度の安定的な存続を図るため、毎年度の収入のうち日事連の事務費及び単位会の登録事務費を減じ、それを将来の財政安定積立預金に積み立てるものである。

以上の説明に対し、協議の結果、資料4の提案を了承し、9月通常理事会に提案することを決めた。今後の進め方は11月17日に開催される常任理事会で方針を決定し、12月1日に開催される全国会長会議で報告することとする。なお、常任理事会の決定前に事前に各ブロック協議会で資料4の内容を副会長及び常任理事が説明することとした。

2) 平成22・23年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

山田総務・財務委員長より、平成22・23年度役員候補者の推薦手順と選任方法について資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

資料5は平成19年11月の全国会長会議で決定した平成20・21年度役員候補者の推薦手順と選任方法の申し合わせ事項である。総務・財務委員会で検討したが特段の変更意見はなかった。今後は、それぞれの推薦手順等の日付等の変更を行い、11月17日に開催される常任理事会で方針を決定し、12月1日に開催される全国会長会議で申し合わせ事項として決定する予定である。

協議の結果、資料5の内容及び今後の進め方を了承した。

3) 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)での正副会長の役割分担について

事務局より、資料6を基に全国大会運営特別委員会で検討した第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)(10月9日開催)の当日の行事及び正副会長の役割等の運営について説明がなされた。

協議の結果、当日の正副会長の役割分担等について資料6のとおり了承した。

4) UIA2011東京大会の企画への対応について

専務理事より、UIA2011東京大会の企画への対応について資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

6月9日付でUIA2011東京大会日本組織委員会(JOB)より依頼のあった、東京大会プログラム企画提出について、6月19日開催の常任理事会に諮り、各ブロック協議会で日事連としての対応、企画内容及び実施体制等について協議し、その結果をもとに常任理事会で協議することに決定し、同日開催の全国会長会議で趣旨説明、6月22日付で単位会会長宛に検討を依頼(締切:8月10日)した。また、7月15日開催の5会会長会議で出された意見をもとに、8月3日付でJOBからプログラム参加に対する方向付けが提示された。資料7にある各ブロック協議会から出された意見・提案、また担当委員会である広報・渉外委員会の意見、JOBからのプログラム参加に対する方向付けの提示を踏まえ、日事連としての対応及び当面のJOBに対する回答を検討する必要がある。

以上の説明に対し、主な意見は次のとおりであった。

- ・日事連で行う事業は、新たに事業を行うのではなく、既存の事業で対応することで良いのではないかと。
- ・関東甲信越ブロックからの提案のなかで東京会が実施予定の「建築ふれあいフェア」の事業をUIA2011東京大会のプログラム参加事業とする方法もあるのではないかと。

協議の結果、各ブロックや単位会で提案されている企画については他団体との共同開催を進めていくとともに

に特に東京会の企画を日事連のUIAプログラムとして
ふくらませていく方向で引き続き検討を進めること
とし、当面のUIA2011東京大会日本組織委員会への回
答内容については会長に一任することとした。

5) 平成21年12月開催予定の通常理事会の開催日の変更
について

事務局より、平成21年12月開催予定の通常理事会の
開催日の変更について資料8によって次の趣旨の説
明がなされた。

当初予定されている平成21年12月1日(火)10時から
13時開催の通常理事会の開催日を変更したい。変更
理由は同日の午後に開催される建築士事務所協会全
国会長会議にあわせて当日の10時から12時の間に
「公益制度改革」への戦略的対応「一般法人・営利転換
を含めた公益法人の対応について」と題した説明会
を行う予定である。講師は新日本有限責任監査法人
の公認会計士を予定している。説明予定事項は、(新)
公益法人に移行する際の論点、一般法人に移行する
際の論点、定款作成時の論点、(新)公益法人と一般法
人の比較、移行に向けての準備等である。これに伴い
通常理事会の開催日を平成21年11月30日(月)13時30
分から16時を予定し、日事連会議室で開催すること
とした。

協議の結果、原案を了承し、9月通常理事会に提案す
ることを決めた。

6) 平成22年度6月総会の会場について

山田総務・財務委員長より、平成22年度6月総会の会
場について資料9によって次の趣旨の説明がなされ
た。

6月の決算総会については、平成20年、21年と帝国ホ
ルで2回行ったが、以下の理由により平成22年6月の総
会会場を変更したい。

帝国ホルでは①常任理事会会議室、②役員改選時の臨
時理事会会議室、③懇親会場について、いずれも手狭

である。(②については独立した会場確保が困難であ
った。)現状より広い会場を借りるなど改善するため
には、会場費が増額となる。また、金曜日開催の場合、
新聞記事の掲載が月曜日となる、来賓(国会議員等)
が懇親会等に出席しにくい等の理由で、木曜日に開
催したいが、帝国ホルでは、6月は株主総会が集中し月
曜から木曜までは従来からの取引先が優先されるた
め、早めに予約を確定することができない。

今般、帝国ホルの他11社から提案、見積を取った結果、
①会場の広さ、②日程、③サービス等7つ面、④アクセス、⑤経
費とも他社に比較して必要条件を満足する「ホルク
ラ」で行いたい。

協議の結果、原案を了承し、平成22年6月の総会会場
をホルクラとすることを決めた。

7) 9月通常理事会の議題等について

9月通常理事会の議題等について資料10により協議
がなされた。

協議の結果、原案どおり、9月通常理事会開催通知と
することを決めた。

(3) 報告事項

1) (財)建築技術教育普及センターに対する「建築士定期講
習」に係る改善要望について

佐野教育・情報委員長より、教育・情報委員会で検討
した「建築士定期講習」に係る改善要望等について資
料11によって次の趣旨の報告がなされた。

単位会に対する「建築士定期講習」のアンケート調査結果
をもとに、同委員会で資料11の要望書をまとめ8月10
日に(財)建築技術教育普及センターに要望した。

2) 建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に
関する検討」の検討状況等について

専務理事より、資料12によって次の趣旨の報告がな
された。

国の社会資本整備審議会では、「安全で質の高い建築
物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方」

について、建築基本法の制定も視野に入れた審議がスタートしているが、これと並行して進められる標記補助事業については、本会も設計・工事監理の業を担う観点から提案すべく応募し、その採択がされている。本年度は各応募団体による調査事業に加え、応募団体によるコンソーシアムが設けられ、並行して意見調整が進められることとなっている。これらの調査が審議会やひいては基本法の検討作業へ反映されると考えられるので、相当急ピッチの検討作業が求められている。

本連合会では、建築設計制度等対応特別委員会に「基本法部会」(部長:岡本賢建築設計制度等対応特別委員会副委員長)を設け、これまでに7回の部会を開催し、検討作業を進めている。内容については常任理事会及び理事会へ報告し、組織としての意見調整を図ることとしている。

現在のところ、建築士事務所の設計事業者としての位置づけを行い、建築士事務所法の制定や建築主の責務の明確化などを内容とする中間とりまとめ案を機軸に取りまとめる方向で検討を進めている。

なお、中間とりまとめ案の内容について意見があれば後日事務局にメールで提出することとなった。

- 3) 新業務報酬基準の制定に伴う国及び地方自治体に対する建築3会の共同要望の実施について
専務理事より、資料13によって次の趣旨の報告がなされた。

地方自治体に対する建築3会の共同要望の実施については6月29日に単位会に協力要請した。また、12府省に対し公共建築物の設計等業務発注に関する共同要望は7月27日から7月30日の間に要望活動を行った。これについては記者発表を行った。

- 4) 「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)の共同提言に向けての検討状況について
八島業務・技術担当副会長及び専務理事より、資料14によって次の趣旨の報告がなされた。

建築学会から依頼のあった「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)の共同提言に向けての検討は、八島業務・技術担当副会長が委員として新たに参加し、検討している。建築学会としては、同共同提言の内容の調整がつけば、本年11月頃を目途に関係団体による共同提言として、公表したいとして協議を進めている。日事連としても必要な調整を進め、これらの動きに協力していきたい。

- 5) 連合会創立50周年(平成24年度)とこれまでの周年事業の取組について

常務理事より、過去の周年事業の開催日、会場、担当委員会、事業内容、経費等の報告と平成24年度に本連合会の創立50周年を迎えるにあたり、検討体制をどうするかについて、今後、会長と相談しながら提案をしていきたい旨の報告が資料15によってなされた。

- 6) 「建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的データ調査」の実施について

平成21年7月31日から同年10月23日の間に建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的データ調査を行っている。調査票の回答方式はWEB方式とFAX・郵送方式としているとの報告が資料16によって事務局よりなされた。

- 7) 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の「建築CPD情報提供制度」における認定プログラムの認定について
第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)のパネルディスカッション及び記念講演(13時から16時10分)について建築CPD運営会議プログラム審査会(事務局・建築技術教育普及センター)にプログラム認定申請を行っていたが、8月22日に認定時間3時間で認定された旨、事務局より、資料17によって報告がなされた。

- 8) 会員・構成員異動報告

平成21年6月末日及び7月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料18の通り。

平成21年6月30日現在 正会員46団体、構成員

14, 844事務所、賛助会員5社

平成21年7月31日現在 正会員46団体、構成員

14, 850事務所、賛助会員4社

9) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局
長よりそれぞれ資料19、資料20により報告がなされ
た。

〈配付資料〉

資料1:平成21年度年次功労者表彰者(案)

資料2:平成21年度「日事連建築賞」審査報告

資料3:「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類改
正、同解説書改訂」「民間(旧四会)連合協定工事請負
契約約款改正、同解説書改訂」に伴う建築士事務所開
設者等への周知・啓蒙に関する講習会の企画につい
て(案)

資料4:平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の
経費負担率の見直しについて(案)

資料5:平成20・21年度の役員候補者の推薦手順と選任方法
の申し合わせ事項(参考)

資料6:第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)での役割分
担について(案)

資料7:UIA2011東京大会の企画への対応について

資料8:平成21年12月開催予定の通常理事会の開催日の変更
について

資料9:平成22年度6月総会の会場について(案)

資料10:平成21年9月通常理事会開催通知

資料11:「建築士定期講習」に係る改善要望等について

資料12:建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に
関する検討」の検討状況について

資料13:自治体に対する新しい業務報酬基準等に関する共
同要望の実施について

資料14:「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)の共
同提言に向けての検討状況について

2009-10 日事連会務月報

資料15:日事連創立50周年及び過去の周年事業の取組

資料16:建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎データ調
査

資料17:建築CPD運営会議プログラム認定証明書

資料18:会員・構成員異動報告書

資料19:後援、協賛名義使用の件

資料20:経過報告

参考資料:国土交通省住宅局建築指導課提出・①既存不適格
建築物の増築に係る基準の緩和について(告示改
正等)、②構造設計一級建築士/設備設計一級建築
士の関与状況について、③業務報酬基準等説明会
の開催について

■第5回 総務・財務委員会概要

日 時 平成21年8月27日(水)13:30~15:40

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 山田美光 副委員長 原田照行

委 員 佐藤 誠、岡本 賢、高橋祥治、大旗 健
井上精二

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、前田
松谷

欠席者 委 員 山田清治 担当副会長 本澤宗夫

1. 議事

(1) 平成21年度年次功労者の表彰者決定について

事務局より、平成21年度年次功労者表彰者の決定につい
て資料1によって次の趣旨の説明、報告がなされ、資料1
のとおりこれを9月常任理事会に提案することとした。
表彰規程により、資料1に記載のとおり単位会推薦者33
名を決定した。

表彰は、10月9日開催の第34回建築士事務所全国大会(愛
媛大会)式典において行う。

(2) 平成21年度日事連建築賞の表彰者決定について

事務局より、日事連建築賞表彰者の決定について資料2
によって次の趣旨の説明、報告がなされ、資料2のとおり

これを9月常任理事会に提案することとした。

一般建築部門89点、小規模建築部門94点の合計183点の建築作品が単体会へ応募され、単体会での第1次審査を経て、32単体会から一般建築部門31点、小規模建築部門28点の合計59点の応募がなされた。今回の応募数は過去最多であった。

6月23日に1回目の選考委員会が開催され第2次審査を行い、一般建築部門10作品、小規模建築部門8作品を日事連建築賞候補として選定し、国土交通大臣賞、日事連会長賞及び優秀賞候補として一般建築部門の6作品、小規模建築部門の5作品を現地審査することとした。現地審査は7月21日から8月10日にかけて行われ、その結果を踏まえて8月10日に最終選考委員会を開催し、選考がなされた。その結果資料2のとおり各賞を選定した。国土交通大臣賞及び日事連会長賞は、一般建築部門、小規模建築部門を問わず、それぞれ1作品を選定した。また、優秀賞に一般建築部門から4作品、小規模建築部門から3作品を、奨励賞に一般建築部門から5作品、小規模建築部門から4作品を選定した。表彰は、10月9日開催の第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)式典において行う。

(3) 適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しについて

事務局より、適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しについて資料3により次の趣旨の説明がなされた。

日事連の3会計のうち、適合証明業務登録機関特別会計は、適合証明技術者の登録数の減少により登録料収入が減り、平成18年度は登録の受付年度にも係わらず財政安定積立預金の積立ができず、更に翌受付年度である平成20年度には同積立預金が800万円減少し、残高は約7,300万円となった。

今後、適合証明技術者が現状の登録数(現在7,185名)で推移したとしても、その登録料収入に対して現状の事務所費、人件費の支出で試算すると、平成24年度には同積立預

金の残高が無くなり、登録制度の存続が困難な状況である。

国交省、住宅金融支援機構、沖縄公庫及び登録機関(日事連及び日本建築士会連合会)で構成される「住宅金融支援機構適合証明業務登録制度運営委員会」では、今後の喫緊の課題として、登録料の値上げを行わず、本登録制度が今後も維持、存続が可能となるよう、適合証明業務登録機関特別会計における支出項目で、平成9年から見直されていない事務所費、人件費、また登録窓口の事務費の負担額を見直してほしい旨提案がなされた。

そこで、概ね10年間の経費負担率の見直しを、別表1「平成6年度～20年度 3会計決算収入割合」及び別表2の「適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率見直しによる「財政安定積立預金」積立残高推移試算」により検討を行った。

①現状

3会計の決算収入で案分すると、事務所費、人件費について適合証明業務登録機関特別会計の占める割合は、近年減少傾向にあり、直近の平成17年度～20年度の4年間の平均は、15.2%となっている(これまでの負担割合は22%で固定してきた)。

②検討結果

適合証明技術者が現在の登録数7,185名で推移したとして、3つのケースについて試算した結果、1)事務所費人件費の案分率の変更(22%→15%)、2)登録窓口連絡会議の案分率の変更(50%→20%)及び3)登録事務費の変更(5,500円→4,500円)のケースの試算で平成30年度末までは、登録制度の維持は可能であることが確認できた。

③見直し案

財政安定積立預金の安定化を図り、本登録制度を平成30年度末まで維持するため、平成22年度より経費負担率等の見直しを次のとおり提案したい。

1) 日事連の3会計のうち、適合証明業務登録機関特別

会計の事務所費人件費の案分率を現状の22%から15%に変更する。このことにより、一般会計の事務所費人件費の案分率は現状の73%から80%となる。

- 2) 登録窓口連絡会議の経費は、現行は一般会計と折半しているが、その案分を実際の会議に占める時間割合に見直し、現行の50%から20%に変更する。
- 3) 登録料10,500円(税込)に対する現行の登録窓口の登録事務費割合52.38%(5,500円・税込)を10%減して42.38%(4,450円・税込)としたい。但し、緩和措置として4,500円(税込)とする。
- 4) 当面、上記1)から3)の見直しを行うが、今後の適合証明技術者の登録数を注視しつつ、必要に応じて再度検討する。

委員からは、この登録制度により会員増強に繋がられないか、また単位会の登録事務費を削ってまでこの制度を維持する必要があるのかとの意見が出された。これらの意見に対し、事務局からは、会員増強については登録希望者が単位会に来会したり、講習会の際に入会パンフレット等を手にしてもらえらる可能性があること、また、国の施策として中古物件の流通が増え、この業務に繋がる可能性があること、建築士事務所が公的業務に携わることに意義がある、単位会にとっても一定の収入源になっていること等回答がなされた。

協議の結果、平成22年度からの見直し案について、9月常任理事会に提案することとした。

- (4) 平成22・23年度役員候補者の推薦手順と選任方法について
事務局より、平成22・23年度役員候補者の推薦手順と選任方法について、参考資料として資料4(平成19年11月の全国会長会議での申し合わせの文書等の資料)により説明がなされた。

委員から、この推薦手順と選任方法については、全国会長会議での申し合わせ事項ではなく規定にできないかとの意見が出されたが、事務局からは、定款で役員は総

会において選任すると規定されているため、従来どおり申し合わせ事項にせざるを得ない旨回答がなされた。協議の結果、内容骨子は修正せず、平成22・23年度用として日付等の変更をし、次回委員会で検討することとした。

- (5) 就業規程の改正について

事務局より、就業規程の改正について資料5により次の趣旨の説明がなされた。
現在の就業規程は平成2年1月に制定され、これまでの間、土曜日を休日とする必要最小限の規定の改定(平成4年、平成5年)を行った他は改定を行っていない。就業規程の制定から今日まで、社会の労働情勢の変化等への対応措置がなされずに至っているため、他会の就業規程の内容を参考にしつつ、今日の情勢に合った就業規程の見直しを行いたい。

当面の主な検討項目は、病気休暇等の休暇に関することと、定年退職の年齢を高年齢者雇用安定法に則したのに見直すことである。

委員からは、就業規程以外にも関連する可能性があるもので、社会保険労務士に相談すること等も必要ではないかとの意見が出された。

協議の結果、事務局で他団体等の規定を調査のうえ改正案を作成し、次回委員会前に委員に送付することとした。

- (6) 連合会創立50周年(平成24年度)とこれまでの周年事業の取組について

常務理事より、連合会創立50周年が3年後に迫ってきているので、その実施検討にあたり、これまでの周年事業の開催方法、開催日、会場、担当委員会、事業内容及び費用等の報告が資料6によりなされ、今後、会長等と相談しながら事業内容等の方針を提案をしていきたい旨説明された。

- (7) 平成22年度6月総会の会場について

事務局より、平成22年度6月総会の会場について資料7により次の趣旨の説明がなされた。

6月の決算総会については、平成20年、21年と帝国ホテルで2

回行ったが、帝国ホテルは、①常任理事会会議室、②役員改選時の臨時理事会会議室、③懇親会場について、いずれも手狭である。(特に②については独立した会場確保が困難であった。)帝国ホテルにおいて現状より広い会場を借りるなど改善するためには、会場費が増額となる。

また、金曜日開催の場合、新聞記事の掲載が月曜になること、来賓(国会議員等)が懇親会等に出席しにくいこと等で、木曜日に開催したいが、帝国ホテルでは、6月は株主総会等が集中し予約を確定することができない現状である。

帝国ホテルの他11社から提案、見積を取った結果、①会場の広さ、②日程、③サービス等ソフト面、④アクセス、⑤経費とも他社に比較して「ホテルグ」が必要条件を満足している。

以上の説明について、協議の結果、平成22年度からの総会会場をホテルグに変更する案を了承し、資料7を常任理事会に提案することとした。

次回委員会開催予定
平成21年11月16日(月)13:30～16:00

(配付資料)

- 資料1:平成21年度年次功労者の表彰者(案)
- 資料2:平成21年度日事連建築賞審査報告・受賞作品(案)
- 資料3:適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しについて(案)
- 資料4:平成20・21年度の役員候補者の推薦手順と選任方法の申し合わせ事項他
- 資料5:就業規程の見直しについて(案)
- 資料6:日事連創立50周年及び過去の周年事業の取組
- 資料7:平成22年度6月総会の会場について(案)

■第6回 教育・情報委員会概要

日 時 平成21年7月1日(水) 14:00～16:30

会 場 日事連会議室

出席者

- 委員長 佐野 吉彦(日事連常任理事)
- 副委員長 宮原 克平(日事連理事)
- 委員 高橋 邦雄、國分 恵之、中岡 数夫、遠山 紀芳、尾添 信行
- 事務局 北野芳男、恩田利昭、吉田 茂、上原規子、市川貴之、今泉光裕
- 欠席者 福島 正継、山崎 善利(日事連副会長)

<配付資料>

第5回 議事録

- 資料1-1:「建築士定期講習」に係る改善要望等について
 - 資料1-2:「建築士定期講習に係るアンケート調査」取りまとめ結果(参考)
 - 資料1-3:北海道・東北ブロック協議会の「建築士定期講習」に係る要望書
 - 資料2:法定講習の教材に関する今後の対応方針等について
 - 資料3:法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の実施状況等について
 - 資料4-1:大学院における実務経験(インターシップ)の状況等について
 - 資料4-参考:建築士試験受験資格に係るインターシップの状況等について
 - 資料5-1:第13回建築CPD運営会議
 - 資料5-2:建築CPD情報提供制度への対応等について
 - 資料6:「建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的データ調査」について(報告)
1. 建築士定期講習に係る教育普及センターに対する要望について(協議)
- (資料1-1、資料1-2、資料1-3)
- 事務局より、これまで、単位会において実際に運用を行っ

てきた講習の運営方法等について、当初に規定した運営方法と現場の運営実態との間で乖離がしょうじているためアンケート調査の結果をふまえ、この機会に双方の利益に資する実施体制の見直しを図りたいという建設的な提案をセンターに対して行いたいため要望書を作成した旨報告した。報告に続き、主に以下内容の発言があった。

- 民間の登録機関が参入して安い価格を提示してきたので、その対応を考えなくてはいけない。
- 一要素としては連携も考えなくてはいけない。ただ、士会連と教育普及センターとスタートしているので、その改善から固めていきたい。
- DVD作成の要望を書いた理由は、講師の緊急対応用と講師の確保が厳しくなっているためである。
- 要望書のDVDの箇所が、長くて協調しすぎている。DVDが良くて、対面講義がよくないという誤解を与えてしまっているの、整理する必要がある。アンケート結果では、DVDも良いが、民間の登録機関との差別化を図るためには対面講義がいいという意見もある。
- 講習を全てDVDでやりなさいというのではなく、行政庁に講師を断られたときに、DVDもあるという選択肢を広げるような方策をとってくださいということが趣旨である。
- 講師の方が私見を述べている。講義時間が早く終わってしまう。というクームをつけるならDVDを作成してほしい旨を教育普及センターに伝えた。
- 3年目に集中してしまうのではないかと懸念している。3年目は込み合うので、早めに受けて下さいというアックスをしたらどうか。
- みなし講習のときは、日事連のみ実施していたが、今後、民間も参入してくるので、分散がある程度できるだけ。委員各位の意見を踏まえ、要望書を修正して委員長にメールで確認していただき、教育普及センターに提出することとなった。

2. 指定講習の教材に関する今後の対応方針について(協議) (資料2)

事務局より、平成20年8月から管理建築士資格取得講習(みなし講習)が開始された頃は、指定講習の教材については、管理建築士講習テキストの表紙のみ差替えて指定講習で使用する方向でセンターと協議を行ってきたが、①管理建築士講習の既受講者にあつては、まったく同じ講習を受けることとなる。②考査のある管理建築士のテキストを事前に入手できることとなり、受講者間の公平性の問題が生じる。③「建築士事務所の課題と展望」の使用を望まれるケースが目立った。などの問題点が出てきた。また、単位会における収益確保等の観点からも本格的に指定講習を復活させていくときに、テキストの有無について重要な問題になるのでテキストをどうするかということ、単位会や各単位会の講師経験者を対象に指定講習のあり方や教材等に関するアンケート調査を実施し、今後の対応方針等について検討を行っていくこととしたい等の説明があった。

説明に続き、主に以下内容の発言があった。

- テキストの作成・編集をすることになれば、WGを作成し、集中的にやる必要がある。
- アンケートについては、事務局で作成し、委員各位に送り意見をいただく。
- 今年度、実施する単位会は、管理建築士講習テキストの法令部分が使いやすいので法令部分を抜粋したものをテキスト「課題と展望」の別添につけて対応する。

3. 法定講習の実施状況等について(報告) (資料3)

事務局より、管理建築士講習の実施状況等について昨年、8～11月に実施した「みなし講習」では、約3万4,066人の受講者があり、21年度の上期については、第1回受付(12月)において、募集人数34,092名に対し、受講申込者数は、12,656名に(37.1%)にとどまり、受講率が芳しくなかったため、平成21年2月中旬(16～24日)と4月中旬に追加受付を実施し、全体の受講申込者数は22,421名(67.9%)となつ

た旨の説明があった。

また、建築士定期講習の実施状況等について、平成20年度(21年2～3月)、21年度(4～6月)の受講申込み状況の報告が行われた。

4. 大学院における実務経験(インターシップ)の状況等について(報告)(資料4-1、資料4-参考)

佐野委員長より、6月15日に開催された「第1回産学連携建築教育連絡会議」について以下の概要報告がなされた。

○初回ということで、意見交換が行われた。大学側の意見は、各大学によって様々であった。

○東海地区では早期に産学連携でインターシップの対応をした経緯がある。その他士会連合会やJIA近畿支部の動向について説明があった。

○10月に第2回の会議が開催されるので動向に注視していくこととしたい。

5. 建築CPD情報提供制度への対応等について(報告)

(資料5-1、資料5-2)

事務局より、資料5-1に基づき、5月25日に行われた「建築CPD運営会議」については、参加者およびプログラム数、その中でも企業内研修が増えていること等についての報告があった。

また、資料5-2に基づき、建築CPD情報提供制度への対応等について4月に改正された建築士等の参加登録に係る各種手数料等を反映した新しい「Q&A(6月24日版)」を送付したこと等について報告がなされた。

続いて宮原副委員長より6月15日に開催された「建築CPD運営会議プログラム審査会」の状況について、主に審査会の運営体制がメールによる審査が多くなっている現状、企業内研修が適正に行われているのか実状を調査する予定であること等について報告があった。

なお、建築CPD情報提供制度については、日事連としても認定プログラムの申請を行っていくとともに今後も引き続き情報提供等を行っていくこととしている。

報告に続いて主に以下の発言があった。

○全国大会(愛媛大会)はCPDの認定はどのように取り扱われるのか。

一日事連がプロバイダとして認定プログラム申請を行うこととしている(財)建築技術教育普及センターと対応方法について協議して、早めに単位会へアタックスしたい。なお、講演などCPDにふさわしいものが認定プログラムの対象となり、アクションなどは含まれない。

6. 「建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的アンケート調査」について(報告)(資料6)

事務局より、資料6に基づき基礎的アンケート調査の流れについて説明があり、7月に調査を開始できるように準備を進めている旨の説明があった。

説明に続き、主に以下の発言があった。

○紙の調査票にあわせて、WEBを利用した回答方法も導入したので、確実に、便利であることをアタックスして積極的に活用していただくようにしたら良いのではないかと。

○事務所からの回答期限の延長等については回答の状況等を見て検討することとしたい。

7. その他

○次回委員会開催予定

平成21年10月14日(水)14:00～16:00 日事連会議室

■ 主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になる場合がございますのでご了承ください。

平成21年

10月19日 基本法部会

21日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討ワーキンググループ

28日 緊急常任理事会

11月 4日 構造技術専門委員会

9日 業務・技術委員会

10日 指導運営委員会

13日 監査会

■9月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成21年9月1日～9月30日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	642		5,707	11.2	218	+ 3	34.0
青 森	139		1,245	11.2	31		22.3
岩 手	265		1,353	19.6	56		21.1
宮 城	269	+ 1	2,757	9.8	52		19.3
秋 田	176		1,678	10.5	42		23.9
山 形	191		1,658	11.5	48	+ 1	25.1
福 島	186	+ 1	2,104	8.8	47		25.3
茨 城	501		2,773	18.1	133	+ 1	26.5
栃 木	173		1,840	9.4	91	+ 1	52.6
群 馬	175		2,340	7.5	89		50.9
埼 玉	573	+ 3	6,274	9.1	100		17.5
千 葉	407	- 2	4,491	9.1	92		22.6
東 京	1,366		18,300	7.5	341	+ 2	25.0
神奈川	794	+ 2	7,662	10.4	151		19.0
新 潟	280		2,924	9.6	100	+ 1	35.7
長 野	531	- 2	2,945	18.0	115	+ 1	21.7
山 梨	114	+ 1	1,091	10.4	11		9.6
富 山	291	+ 24	1,572	18.5	53		18.2
石 川	267		1,664	16.0	51		19.1
福 井	263		1,189	22.1	58		22.1
静 岡	547		4,030	13.6	135	+ 1	24.7
愛 知	629		6,039	10.4	135		21.5
三 重	182	- 1	1,722	10.6	62		34.1
滋 賀	202		1,492	13.5	38		18.8
京 都	270		2,610	10.3	77		28.5
大 阪	1,005		8,101	12.4	175	+ 1	17.4
兵 庫	503		4,481	11.2	123	- 1	24.5
奈 良	123		1,103	11.2	21	+ 1	17.1
和歌山	118		916	12.9	25	+ 1	21.2
鳥 取	79	- 1	648	12.2	42		53.2
島 根	155		935	16.6	57		36.8
岡 山	469		1,934	24.3	59		12.6
広 島	384		3,040	12.6	112	- 1	29.2
山 口	116		1,610	7.2	39		33.6
徳 島	102		1,161	8.8	14		13.7
香 川	105		1,550	6.8	16		15.2
愛 媛	132	+ 1	1,526	8.7	22		16.7
高 知	149		895	16.6	17		11.4
福 岡	526	- 1	4,491	11.7	133		25.3
佐 賀	171		789	21.7	29		17.0
長 崎	228		1,112	20.5	41	+ 1	18.0
熊 本	227		1,713	13.3	79		34.8
大 分	206		1,189	17.3	37		18.0
宮 崎	140		1,554	9.0	66		47.1
鹿 児 島	320		1,700	18.8	77		24.1
沖 縄	184		1,470	12.5	44	+ 1	23.9
計	14,875	+ 26	129,378	11.5	3,554	+ 14	23.9

※建築士事務所登録数は平成20年3月末日現在の数字である。